

# 新宮税務署からのお知らせ

## スマホでチャレンジ！確定申告（e-Tax）

国税庁ホームページで申告書を作成し、スマホで送信して提出できます。

### 👍 スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

### 👍 e-Tax で手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Tax で送信できます。

また、お持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Tax で送信できます。

※ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される方は、申告されるご本人が運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



申告書の作成  
はこちらから！



対象端末の一覧  
はこちらから！

## 操作が分からない場合は、「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を同コーナー内の「よくある質問」に掲載しているほか、電話でお問い合わせすることもできます。

- ・確定申告書等作成コーナーの操作方法等 ⇒ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（Tel0570-01-5901）
- ・マイナンバーカードに関するご質問 ⇒ マイナンバー総合フリーダイヤル（Tel0120-95-0178）
- ・税務相談等 ⇒ 電話相談センター（新宮税務署）（Tel0735-22-5261）

※ 自動音声によりご案内しますので、「1」を選択していただいた上、相談内容に応じて該当の番号を選択していただくと電話相談センターへつながります。

## 新宮税務署で申告書等の作成・相談を希望される方へ

### 1 税務署の申告書作成会場開設日程

- 申告書作成会場は、**2月17日(月)から3月16日(月)まで**開設しております。  
（土曜日、日曜日及び祝日は開設していません）。
- 申告書作成会場では、**16時まで**申告相談の受付をしております。  
混雑状況により早めに相談受付を終了させていただく場合もございます。

### 2 税務署以外の申告書作成会場開設日程

開設日	会場	所在地	受付時間
2月12日(水)・13日(木)	串本町文化センター	串本町串本 2427	9:30~12:00 13:00~15:00

※ 上記会場では申告書（控）に受付印を押印しませんので、ご注意ください。

※ 上記会場では土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税、山林所得に関するアドバイスは行っておりません。

※ 相談受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合があります。

## 消費税の確定申告をされる方へ

### 申告書を作成する際、「**区分経理をした帳簿**」が必要になります。

令和元年10月から消費税の軽減税率制度が始まりました。

軽減税率対象の取引がある場合、申告書作成に当たって、**区分経理をした帳簿（※）**が必要です。

※ 「区分経理をした帳簿」とは、令和元年9月30日以前の税率と令和元年10月1日以降の軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿のことです。